

職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 日本サッカー協会(以下「本協会」という。)の基本規程 第4条、第7条、第18条、第23条、第53条の2、及び第54条の規定に基づき、理事会及び事務局の職務権限を規定し、公益法人として業務の適正且つ効率的な運営を図ることを目的とする。

(理事会)

第2条 理事会の職務は次の通りとする。

- (1)本協会の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (5)会長代行者の選定及び解職
- (6)名誉役員の選定及び解職
- (7)事務総長の選任及び解職

2. 次に掲げる事項は、理事会に協議事項として付議を行ない、執行にあたり決議を要するものとし、詳細を別表の通りとする。

- (1)全体計画に関する事項
- (2)財務に関する事項
- (3)組織に関する事項
- (4)マーケティングに関する事項
- (5)選手・指導者・審判員等に関する事項
- (6)国内事業に関する事項
- (7)国際事業に関する事項
- (8)その他、理事会が必要と認める事項

3. 緊急の処理が求められる事案が発生した場合、会長及び業務執行理事の協議により議事を決することができる。ただし、この場合において決定された事項は、直後に開催される理事会に報告し、追認を得なければならない。

4. 本条2項に定める事項以外の業務執行については、会長及び業務執行理事が決定する。

(常務理事会)

第3条 常務理事会の職務は、理事会に付議すべき事項のうちで事前に検討する必要があるものについて審議するものとする。

(会長)

第4条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

1. 代表理事とし、本協会を代表し、その業務を執行する。
2. 評議員会を招集する。
3. 理事会を招集し、議長となる。

4. 臨時理事会を開催できる。
5. 出席した理事会の議事録に署名押印する。
6. 常務理事会を招集し、議長となる。
7. 常務理事会における一議決権を有する。
8. 常務理事以外の理事若しくはその他の者を常務理事会に出席させることができる。
9. 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(副会長)

第5条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

1. 会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
2. 常務理事会における一議決権を有する。
3. 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(専務理事)

第6条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

1. 会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
2. 常務理事会における一議決権を有する。
3. 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(業務執行理事の常務理事)

第7条 業務執行理事である常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

1. 会長に命じられた所管業務につき、会長及び副会長を補佐し、その業務を分担執行する。
2. 常務理事会における一議決権を有する。
3. 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(常務理事)

第8条 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

1. 常務理事会における一議決権を有する。

(理事)

第9条 理事の職務権限は、次のとおりとする。

1. 理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事会における一議決権を有する。
3. 理事会における議決権は出席理事のみが行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

(監事)

第10条 監事の職務権限は、次のとおりとする。

1. 理事の職務の執行を監査し、法令及び定款で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすること

ができる。

3. 出席した理事会の議事録に署名押印する。

(事務総長)

第11条 事務総長の職務権限は、会長及び業務執行理事の授権に基づき、以下の事務を遂行する。

1. 評議員会及び理事会における決定に関する事項
2. 評議員会、理事会及び各種委員会等への出席
3. 評議員会、理事会及びその他機関の会議の運営
4. 評議員会、理事会及び各種委員会の議事録の作成
5. 本協会の財務及び会計に関する事項
6. 本協会の公式文書の受発信に関する事項
7. 加盟団体、理事会、各種委員会、FIFA、AFC、各大陸連盟及び各国協会等との関係に関する事項
8. 事務局の運営
9. 管理職以外の職員の任免
10. 管理職の地位にある職員の任免に関する会長への提案

(権限の委任)

第12条 この規程に定める職務権限は、以下の手続きを経て委任ができるものとする。

1. 会長の職務権限は、理事会の決議を経て、副会長、又は専務理事、又は業務執行理事である常務理事、又は事務総長に委任ができる。
2. 副会長の職務権限は、理事会の決議を経て、専務理事、又は業務執行理事である常務理事、又は事務総長に委任ができる。
3. 専務理事の職務権限は、理事会の決議を経て、業務執行理事である常務理事、又は事務総長に委任ができる。
4. 業務執行理事である常務理事の職務権限は、理事会の決議を経て、事務総長に委任ができる。

(不在時の代行決裁)

第13条 次の各号の上に掲げる者が、出張または休暇若しくはその他の事由により不在である場合に、至急に処理しなければならない事案に限り、当該各号の下に掲げる者がその事案の代行決裁をすることができる。

- | | |
|------------------|---|
| 1. 会長 | 会長代行者(副会長のうちから予め定めた者1名) |
| 2. 副会長 | 会長 |
| 3. 専務理事 | 副会長。副会長が不在の場合は会長。 |
| 4. 業務執行理事である常務理事 | 専務理事。専務理事が不在の場合は副会長。
(副会長が不在の場合は会長。) |
| 5. 事務総長 | 専務理事。専務理事が不在の場合は副会長。
(副会長が不在の場合は会長。) |

(細則の制定)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項及び第2条4項に関する職務権限は、会長の決裁により別に定めることができる。

(改正)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行)

第16条 本規程は、2016年3月27日から施行する。

以上

[別表]理事会協議事項一覧表

	No	項目	備考
全体計画	1	評議員会の会議の目的である事項の決定	
	2	定款の変更	評議員会にて最終決議
	3	基本規程の変更	評議員会にて最終決議
	4	各種規約・規程の制定、改廃、変更	
	5	指針(理念・ビジョン・バリュー・ウェイ)の決定	
	6	中期計画の決定	
	7	新規事業の決定	
	8	各種委員会の所管事項に関する意見の具申事項	
	9	内閣府への定期提出書類の承認	
	10	その他、全体計画に関する事項	
財務	11	中期収支計画の決定、修正	
	12	年度予算の決定、修正	
	13	財務諸表の承認	評議員会にて最終決議
	14	残余財産の処分	評議員会にて最終決議
	15	基本財産の処分又は除外の承認	評議員会にて最終決議
	16	寄附金の募集	
	17	寄附金の支出	
	18	借入金に関する事項	
組織	19	評議員の選任及び解任に関する事項	選任及び解任は評議員会にて決議
	20	評議員選出団体の認定及び取消し	評議員会にて最終決議
	21	理事及び監事の選任及び解任	評議員会にて最終決議
	22	代表理事、業務執行理事の選定及び解職	
	23	会長予定者選出管理委員(理事のうち 3 名及び補欠 1 名)の選任	会長予定者選出管理委員会の設置、並びに評議員のうち 3 名及び補欠 1 名、本協会から完全に独立した立場の有識者 2 名は評議員会にて決議
	24	役員等推薦委員(理事のうち 3 名及び補欠 1 名)の選任	役員等推薦委員会の設置、並びに評議員のうち 3 名及び補欠 1 名、本協会から完全に独立した立場の有識者 2 名は評議員会にて決議
	25	会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職	
	26	会長代行者の選定及び解職	
	27	業務執行理事の業務の分担執行の決定	
	28	名誉役員の選定及び解職	
	29	司法機関委員長、副委員長、委員の選任及び解任に関する事項	選任及び解任は評議員会にて決議
	30	委員会の新設、名称変更、廃止	
	31	委員会内の部会の設置	
	32	委員会の細則の制定	
	33	各種委員長、副委員長、委員、部会長、部会員の選任及び解任	
	34	委員会 有給専門職に関する事項	
	35	事務総長の選任及び解任	
	36	評議員に対する報酬等の支給の基準の決定	評議員会にて最終決議
	37	理事及び監事の報酬等の額の決定	評議員会にて最終決議
	38	理事が自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引	
	39	理事が自己又は第三者のためにする本協会との取引	
	40	本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相	

	No	項目	備考
		反する取引	
	41	役員のパ償責任の免除又は限定	
	42	役員の外務機関の役職就任の推薦	
	43	各種委員長、副委員長、委員の外務機関の役職就任の推薦	FIFA ジェネラルコーディネーター、FIFA/AFC マッチコミッショナー、FIFA/AFC メディアオフィサー等を含む
	44	職員の外務機関の役職就任の推薦	
	45	日本サッカー殿堂掲額者の承認	
	46	表彰者の決定	
	47	会旗及び標章の意匠使用の承認	
マーケティング	48	スポンサーシップ契約の基本契約書の締結(日本代表関連)	緊急性や必要性に応じて、会長に決裁権を授権可能
選手・指導者・審判員等	49	日本プロサッカー選手会に関する事項	
	50	強化指定選手の選定	
	51	ナショナルコーチングスタッフの選任	緊急性や必要性に応じて、会長に決裁権を授権可能
	52	ナショナルコーチングスタッフの委託契約締結	緊急性や必要性に応じて、会長に決裁権を授権可能
	53	ナショナルコーチングスタッフに関連する諸契約	緊急性や必要性に応じて、会長に決裁権を授権可能
	54	日本を代表するチームの編成の決定	緊急性や必要性に応じて、会長に決裁権を授権可能
	55	ナショナルトレセンコーチ、JFA アカデミー、ユースディベロップメントの各スタッフの選定	
	56	国際審判員の推薦者の選定	
	57	プロフェッショナルレフェリーの選定	
	58	審判指導者(レフェリーダイレクター)の選定	
	59	海外 FA への審判員・審判指導者派遣(長期)	
	60	海外 FA からの審判員・審判指導者受入(長期)	
	61	ドーピングに関する事項	
国内事業	62	施設助成金の算出基準の決定	
	63	施設助成金の交付金額の決定	
	64	地域協会への支援金・補助金・交付金等の算出基準の決定	
	65	都道府県協会への支援金・補助金・交付金等の算出基準の決定	
	66	J リーグ及び各種連盟への支援金・補助金・交付金等の算出基準の決定	
	67	施設・用具の認定に関する事項	
	68	競技規則の改正	
	69	国内競技会の開催承認の条件に関する事項	
	70	天皇杯の運営に関する事項	
	71	JFA マッチコミッショナーに関する事項	
	72	ウェルフェアオフィサーに関する事項	
国際事業	73	国際競技会の招致活動の決定	
	74	国際競技会の組織及び運営に関する事項	
	75	各国協会とのパートナーシップの選定	
	76	各国協会への派遣指導者の選定	
	77	JFA ユース育成資金援助国の選定	
	78	各種インターナショナルコースの開催の決定	